

# 宇 都 宮 市 景 観 計 画

## 【 基 準 編 】

(改定案)

平成 3 1 年 ○月

宇 都 宮 市

－ 目 次 －

第1章 市全域の行為の制限	1
1 届出対象となる行為	1
2 行為の制限	2
第2章 景観形成重点地区等の行為の制限	3
1 景観形成重点地区	3
(1) 宇都宮駅東口地区	3
(2) 大通り地区	9
(3) 白沢地区	15
(4) 雀宮駅周辺地区	21
(5) 岡本駅周辺地区	26
2 景観形成推進地区	31
(1) 中里原地区	31
第3章 景観重要公共施設	35
1 景観重要道路	35
(1) 宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路	35
(2) 大通り	38
第4章 景観整備機構	41
(1) 一般社団法人 栃木県建築士会	41
(2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会	41

## 第1章 市全域の行為の制限

【景観法第8条第2項第2号関係】

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「行為の制限に関する基本的な考え方」に基づき、行為の制限を以下のとおり位置付けます。

### 1 届出対象となる行為

景観計画区域内において、以下の規模に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとします。

表1 届出対象行為（市全域）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転， 外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転， 外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	別表のとおり
③ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の届出については、変更の範囲が、建築物及び工作物の各立面において1/2（50%）以内であるものを除きます。

※ 高さは、建築基準法に基づく高さとしします。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物は、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可を受けた場合、届出対象から除外します。

表2 工作物の届出対象行為（市全域）

種別・内容	届出対象規模
① さく，塀，垣（生け垣を除く。），擁壁等	高さ5mを超えるもの
② 煙突，排気塔等	高さ10mを超えるもの
③ 記念塔，電波塔，物見塔等	
④ 高架水槽，冷却塔等	
⑤ 広告塔，広告板等	
⑥ 鉄筋コンクリート柱，鉄柱，木柱等	高さ15mを超えるもの
⑦ 観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュート，メリーゴー ラウンド等の遊戯施設等	高さ10mを超えるもの 又は 築造面積1,000㎡を 超えるもの
⑧ アスファルトプラント，コンクリートプラント，クラッシュア プラント等の製造施設等	
⑨ ガス，石油製品，穀物，飼料等を貯蔵し，又は処理する施設等	
⑩ 自動車車庫の用に供する施設等	
⑪ 汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設等	

## 2 行為の制限

届出対象に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表3 行為の制限（市全域）

項 目		制 限
外部空間	エントランス	○ 開放的な空間とし、できるだけ植栽やモニュメントなどを設置し、ゆとりと潤いを創りだす。
	駐車場 サービスヤード	○ 周囲に生け垣、腰壁等を設置するなど通り沿いの快適さを保つ。 ○ 立体駐車場は建築物と一体的なデザインとし、街並みに調和させる。
	敷地の境界部	○ 塀、柵などは、生け垣や透視性の高い素材を使う。 ○ シンボルツリー、草花、水面などの季節感を表す緑化修景を行う。
	前面空地	○ 壁面後退をできるだけ行い、通りと一体となる開放的な空間を創り、特に建物の低層部分は街並みに応じたデザインで工夫する。
建築要素	屋根	○ 周辺に調和する形状、材質、色などを選択し、彩度※(3以下)を抑え落ち着いたものとする。
	外壁	○ 周辺の街並みに応じたデザインとし、色調についても、周辺になじむよう彩度※(3以下)を抑えた色とする。
	外階段	○ 建築物本体との一体感や調和を考慮したデザインとする。
	窓・バルコニー	○ 手すりやルーバーなどは不透明や半透明のものとするなど、建築設備類や洗濯物などを通りから直接見えにくくする。
	建築設備類	○ 設備類は建築物本体に組み込むデザインを行い、また地上に設置する場合はルーバーやパネルで覆い、直接見えにくくする。
	建築物の低層部	○ 十分な開口部を設けるなど、親しみのある街並みを演出する。 ○ 商店街等は透視性のあるシャッターなどを用い、賑わいのある楽しい夜間景観を演出する。
附属施設等	広告物 サイン類	○ 大きさ、色、形状などに配慮し、建築物との一体性を考慮したデザインとする。
	屋外照明	○ 商店街等は、賑わいを高める照明や建築物へのライトアップなど、多様な照明方法を用いて効果的な演出を行う。 ○ 住宅街等は落ち着いた照明とする。
	屋内照明	○ 商店街等は、夜間に歩行者が賑わいや楽しさを感じられるような照明を工夫する。
工作物等	広告塔、広告板 高架水槽、擁壁等	○ 周囲の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとする。
共通項目	植栽緑化 その他	○ 既存の樹木・地形などの自然条件を活かす工夫をする。 ○ 建物等の周辺やのり面は、樹木や草花で緑化を図り、四季の演出をほどこし、潤いを創りだす。

※ 彩度：「マンセル表色系」で色の鮮やかさを表現する尺度で、数値が大きいほど鮮やかな色になります。彩度3以下とする色は、外壁の基調となる色彩であり、各立面の3/4（75%）以上の割合で使用される色彩とします。立面の取り扱いは、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指します。なお、自然素材や透明なガラス素材は彩度3以下として取り扱います。

## 第2章 景観形成重点地区等の行為の制限

【景観法第8条第2項第2号関係】

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観形成重点地区等の指定方針」に基づき、景観形成重点地区等を以下のとおり位置付けます。

なお、景観形成重点地区等における届出対象行為は、景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為とします。

### 1 景観形成重点地区

#### (1) 宇都宮駅東口地区

宇都宮駅東口地区は、県都・宇都宮の玄関口として高次な都市機能の集積を図り、関東北部地域をリードする新たな広域交流拠点づくりを目指し、本市の顔として北関東唯一の50万都市の魅力と風格を備えたまちづくりを推進する地区です。

当地区は、新しい宇都宮を印象付ける重要な地区であり、新たな都市拠点にふさわしい風格ある都市景観を創出するため、「景観形成重点地区」として指定します。

#### 1) 施行日

平成20年10月1日

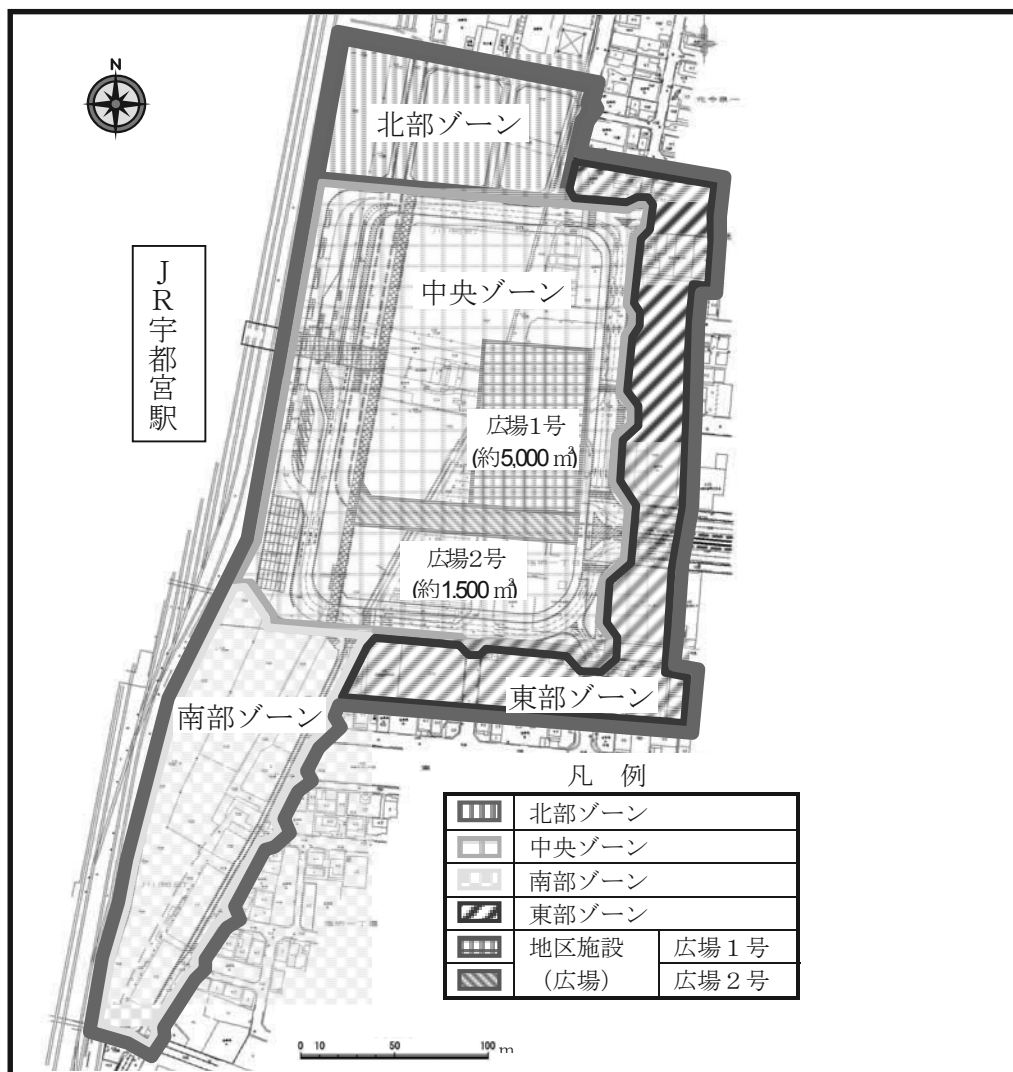


図1 景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）

## 2) 位置及び区域

宇都宮市宮みらいの全部及び東宿郷1丁目、東宿郷2丁目、宿郷1丁目及び元今泉1丁目の各一部であって、図1に示す地区とします。(面積約9.0ha)

## 3) 景観形成の方針

### 【景観形成の目標】

新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を図る。

### 【景観形成の基本方針】

- 県都・宇都宮の玄関口に相応しい個性的で風格ある街並みを形成する。
- 四季を感じる宇都宮らしい豊かな水と緑を配置する。
- 宇都宮の歴史・文化を感じるとともに、21世紀のまちづくりを予感させる魅力ある街並みを形成する。
- 宇都宮の活力を創造し、体現する街並みを形成する。
- 50万市民が誇りと愛着を持てる街並みを形成する。

### 【景観形成の基本的考え方】

- 本市の玄関口として、産業、情報、交流の拠点にふさわしい風格と賑わいのある駅前空間を形成する。
- 土地の高度利用によりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられる景観を形成する。
- 樹木の保全や敷地内の緑化を進め、環境と共生したうるおいのある景観を形成する。
- 歩道幅員の確保や街路樹整備などにより、快適な歩行者空間を創出する。
- 本市の地域資源や地場産材を活用し、宇都宮らしい景観を形成する。

## 4) 建築物等に関する行為の制限

### ア 届出の対象となる行為

宇都宮駅東口地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表4 届出対象行為（宇都宮駅東口地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

## イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表5 建築物等の行為の制限（宇都宮駅東口地区）

項 目		景 観 形 成 基 準			
		北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
建築物・工作物	建築物の高さの最低限度	○ 駅東口駅前広場に面する敷地のみ12m	—	—	—
	形態意匠	色 彩	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表1のとおりとする。ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4（25%）の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。		○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、YR（黄赤）やY（黄）系、N（グレー）系の低彩度・高明度色を基本とする。 ○ 2階以下の部分は、3階以上と同系の色相を基本とし、やや色味を持たせ、歩行者空間の賑わいを演出する。
		その他	○ 周囲の景観と調和のとれた質の高いものとする。 ○ 自然素材を効果的に使用し、柔らかな表情をつくるよう努める。 ○ できる限り、大谷石等の地場産材を使用する。		
	建築物等の1階部分の配置・形態	○ 壁面等は、できる範囲で前面道路から後退し、通りと一体となって潤いと賑わいのある空間づくりに努める ○ 閉鎖的なシャッターを避け、ショーウィンドー等を設置し、まちの活気と連続感のある街並みに配慮する。			
	駐車場	出入り口の位置	○ 駅東口広場通りに面して設置しないこと。ただし、敷地が駅東口広場通り以外の道路に接しない場合、又は交通安全上若しくは建築物の用途上これにより難しい場合は除く。		—
		形態・意匠・色彩	○ 通りから直接見えないよう、植栽帯などによる修景を行う。 ○ 屋根・外壁の基調色は、別表1を基本とする。		—

日よけテント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日よけテントを設置する場合は、次の基準の範囲内で必要最小限のものとする。</li> <li>① 道路上に張り出す場合は、路面からの高さ2.5m以上、張り出しは敷地境界から道路側に1.5m以内とする。</li> <li>② 道路上に支柱を設けない。</li> <li>③ 景観上調和のとれた意匠とし、色彩は別表2による。</li> </ul>	
照 明	○ ショーウィンドー・公開空地などの照明については、にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める。	
自動販売機等の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接、駅東口広場通りに面した設置は極力避ける。</li> <li>○ 設置する場合は、周辺の景観に調和するよう位置、色彩等に配慮する</li> </ul>	—
緑の保全・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地の周囲などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこと。</li> <li>○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。</li> <li>○ 建築物等への壁面緑化や屋上緑化など、緑の創出に努める。</li> <li>○ 既存樹木の伐採は避ける。</li> </ul>	
そ の 他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

**別表1 建築物の色彩制限**

	色 相	明 度	彩 度
建築物等の色彩	Y R (黄赤), Y (黄)	6 以上	3 以下
	R (赤)	6 以上	2 以下
	G (緑), G Y (緑黄)	7 以上	2 以下
	B (青), B G (青緑), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	7 以上	1 以下

※ アクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4（25%）の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではありません。

※ 無彩色については、明度6以上とします。

**別表2 日よけテントの色彩制限**

	色 相	明 度	彩 度
日よけテント	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), G Y (緑黄), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	—	6 以下
	B (青), B G (青緑)	—	4 以下

※ 無彩色については、制限を設けません。



## 5) 屋外広告物に関する行為の制限

宇都宮駅東口地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表6 屋外広告物の行為の制限（宇都宮駅東口地区）

項 目		基 準			
		北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。</li> <li>○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表3) ただし, 広告物の地色の1/3以内で使用する場合は, この限りではない</li> </ul>			
	配置・位置	○ 歩行者の視点からの眺望・見通しに配慮した表示位置とする。			
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。ただし, 東部ゾーンについては, 建物や周辺環境との調和がとれた意匠であり, 良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。			
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 窓面に屋外広告物を表示しない。(ただし, 1, 2階部分を除く。)</li> <li>○ 広告物の照明は, 必要最小限の光量とし, 点滅等しないものとする。</li> </ul>			
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。		○ 単色の箱文字(切文字)に限る。ただし, 良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。	
	突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 突出し幅は, 建築壁面より1.5m以下</li> <li>(2) 建物の軒高さ以下</li> <li>(3) 道路面への突き出し不可</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 突出し幅は, 建築壁面より1.5m以下</li> <li>(2) 建物の軒高さ以下</li> <li>(3) 道路面への突き出し幅1.0m以下</li> </ul>	
	独立広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1敷地内の表示面積の合計は, 20㎡以内とする。</li> <li>(2) 1広告物の高さは, 6m以下とする。(ただし, 複数の営業所等を集約し, 共同で設置する広告物については, 高さ10mまで可能とする。)</li> </ul>			
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物3階床高さ以上の部分には表示しない。ただし, 次に該当するものはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示面積の合計は, 表示する3階床高さ以上の壁面積の1/10(10%)以内とする。</li> <li>・ 建物名, 事業所名, 社章のみの表示とする。</li> <li>・ 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。</li> </ul> </li> <li>(2) 建物3階床高さ未満の部分の表示面積の合計は, 表示する壁面積の1/3以内とする。</li> <li>(3) 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。(ただし, 窓面は除く。)</li> </ul>			

	その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。
--	---------	--

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には、この表の基準は適用しません。

別表3 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	G (緑), GY (緑黄), P (紫) PB (紫青), RP (赤紫)	—	6以下
	B (青), BG (青緑)	—	4以下

※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではありません。

※ 文字、社章等については、この限りではありません。

※ 無彩色については、制限を設けません。



## (2) 大通り地区

大通り地区は、北関東最大の50万都市を誇る宇都宮市の中心であり、日光連山から連なる八幡山丘陵の先端に位置し、宇都宮発祥の地である二荒の杜とともに深い歴史を紡ぎながら栄えてきた本市を代表する重要な地区です。

大通りは、江戸時代の町割りにより奥州街道として形成され、明治以降の直線化や拡幅、日本鉄道（現JR）と東武鉄道の両駅の配置等により交通の要衝として発展し、現在は、都心部の二核二軸構造の東西都心軸を担い、商業施設や業務施設等が集積するとともに、様々なイベントや祭りの舞台として、多くの市民や来訪者が訪れる本市の顔となっています。

今後、ネットワーク型コンパクトシティへの都市構造の転換を進める中で、大通り地区は都心拠点の中心として多様な都市機能の集積と高度な土地利用を図りながら、本市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の創出を図り、次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間を形成するため、「景観形成重点地区」として指定するものです。

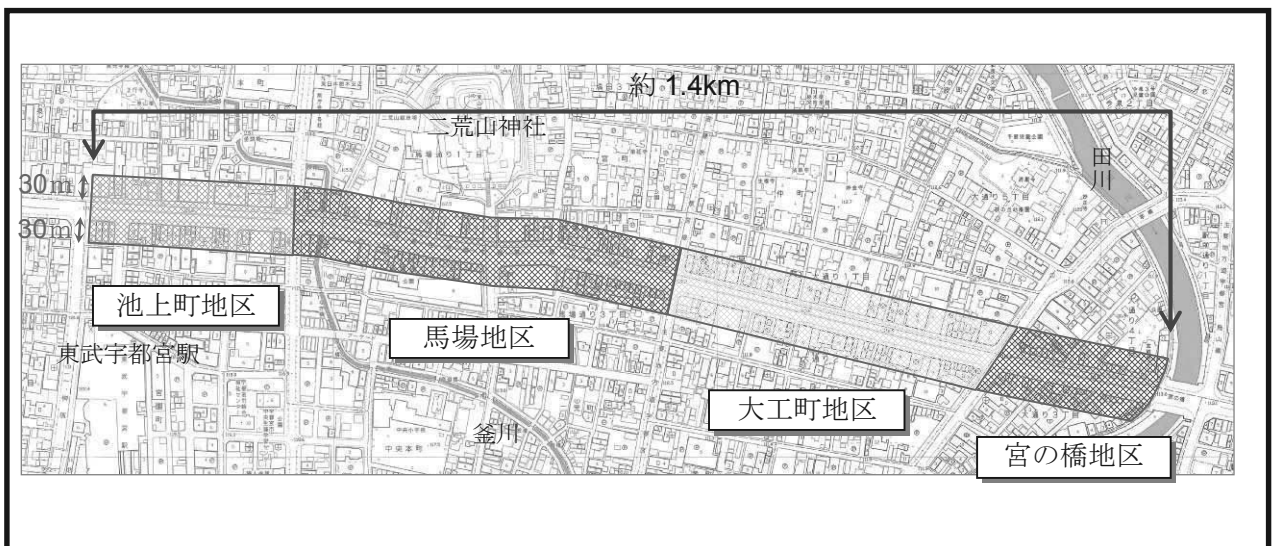
### 1) 施行日

平成25年1月1日（一部は平成23年7月1日）

### 2) 位置及び区域

宇都宮市池上町、泉町、本町、馬場通り1～4丁目、大通り1～4丁目の各一部であって、図2に示す地区とします。（面積約13ha）

（国道119号から宮の橋までの大通り沿道で、道路境界から両側30mの範囲。ただし、建築物が30mの境界線上にある場合は、建築面積の1/2（50%）以上が含まれる建築物を対象とします。）



- 池上町地区・・・国道119号（池上町交差点）から中央通り（本町交差点）までの区間
- 馬場地区・・・中央通り（本町交差点）から宇商通り（大通り一丁目交差点）までの区間
- 大工町地区・・・宇商通り（大通り一丁目交差点）から上河原通り（上河原交差点）までの区間
- 宮の橋地区・・・上河原通り（上河原交差点）から宮の橋までの区間

図2 景観形成重点地区（大通り地区）

### 3) 景観形成の方針

#### 【景観形成の目標】

宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成

#### 【景観形成の基本方針】

##### ■大通り共通の方針

- 宇都宮の顔にふさわしい、まとまり(絆)を持ち、宇都宮としての個性と魅力を備える「軸」を形成する。
- 県都・宇都宮のメインストリートとして、みどり豊かな、歩いて楽しい、賑わいのある街並みを形成する。
- 大通りの歴史や文化を活かし、落ち着きと風格のある街並みを形成する。

##### ■池上町地区の方針

- 懐かしさと温もりを感じる街・池上町地区

##### ■馬場地区の方針

- 二荒山神社の門前にふさわしい、秩序ある賑わいが連続し、歩きたくなる街・馬場地区

##### ■大工町地区の方針

- 見通し景観に風格、歩行者に近い低層階に賑わい、親しみを感じる街・大工町地区

##### ■宮の橋地区

- 大通りの歴史、市民の生活を感じる身近な街・宮の橋地区

### 4) 建築物等に関する行為の制限

#### ア 届出の対象となる行為

大通り地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表7 届出対象行為（大通り地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの
⑤ 平面駐車場の新設	すべて

## イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表 8 建築物等の行為の制限（大通り地区）

項目		地区	景観形成基準			
		池上町	馬場	大工町	宮の橋	
建築物・工作物	建築物の形態意匠	形態	<p>○ 大通りに面する1階部分には、商業店舗やサービス施設、ショールーム等を配置し、ガラス張りなど開放的な造りとするよう努める。</p> <p>○ シャッターを設置する場合は、シースルーシャッターとするよう努める。</p>			
		色彩	<p>○ 建築物の屋根・外壁の色彩は温もりのある暖色系とし、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表4のとおりとする。</p> <p>ただし、自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りでない。</p>	<p>○ 建築物の屋根・外壁の色彩は風格のある低彩度・高明度色とし、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表5のとおりとする。</p> <p>ただし、自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りでない。</p>		
	その他の意匠	<p>○ 大通りに面する低層階（1～2階）の歩道から見える外壁等の一部に、大谷石を使用する。</p> <p>○ 大通りに面する建築物のファサードの一部に、懐かしさを感じるレトロ調のデザインを取り入れる。</p>	<p>○ 馬場通り交差点部の角地においては、賑わい空間の創出に努める。</p>	—	<p>○ 田川に面した建築物は、田川側の壁面のデザインを建築物の背面的なデザインとしないよう努め、田川沿いの魅力ある景観の形成に努める。</p>	

建築物の壁面の位置	○ 大通りに面する1階部分の壁面は、大通りの道路境界から後退するよう努め、緑による潤いづくりなど、快適な空間の創出に努める。 ○ 大通りに面する中高層階（3階以上）の壁面位置は、周辺の壁面位置と調和するよう努める。		
日よけテント	○ 大通りに面する建築物で日よけテントを設置する場合は、地区ごとに定めた意匠とするよう努める。		
照 明	○ 大通りに面する低層階（1～2階）や広場（オープンスペース）は、ライトアップ等の夜間景観に配慮した照明の設置に努める。		
	—	○ バンバ広場及びその周辺では、シンボリックなライトアップやイルミネーションを行うよう努め、賑わいと魅力ある夜間景観の創出に努める。	—
設備機器	○ 室外機等の設備機器は、大通りから直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。		○ 室外機等の設備機器は、大通り及び田川から直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。
平面駐車場	○ 大通りに面して駐車場を設置する場合は、大通りに面する部分の緑化を行い、工作物等は周辺と調和した色彩とする。		
緑 化	○ 大通りに面する1階部分や広場（オープンスペース）は、花や低木等にて緑化を行い潤いある景観を形成する。		
その他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。		

別表4 建築物の色彩制限について（池上町地区）

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤）， Y（黄）	—	3以下
	R（赤）	—	2以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤）， Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤）	6以上	2以下
準基調色（外壁）	Y R（黄赤）， Y（黄）， R（赤）	—	8以下

別表5 建築物の色彩制限について（宮の橋地区，大工町地区，馬場地区）

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤），Y（黄）	—	3以下
	R（赤），G Y（緑黄），G（緑）	—	2以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）	—	1以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤），Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤）	6以上	2以下
	G Y（緑黄），G（緑）	7以上	2以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）	7以上	1以下
準基調色（外壁）	R（赤），Y R（黄赤），Y（黄）	—	8以下
	G Y（緑黄），G（緑）	—	6以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）		

※ 無彩色については，明度6以上とします。

※ 基調色とは，屋根の概ね全体，外壁の概ね3/4（75%）を超える割合で使用する色彩とします。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含まれます。

※ 準基調色とは，外壁の1/4（25%）以下の範囲で使用する色彩とします。なお，準基調色の割合のうち，アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として，外壁の1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は，この限りではありません。



5) 屋外広告物に関する行為の制限

大通り地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表9 屋外広告物の行為の制限（大通り地区）

項 目		基 準	
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	低層階 (1～2階)	○ 各店舗や各地区の個性を活かしたデザインとし, 賑わいや活気を演出する。
		中高層階 (3階以上)	○ 「地」の色は, 高彩度色を使用しない。(別表6) ○ 「図」の色は, 過度な多色使いをしない。 ○ 過度な点滅は使用しない。
種別別基準	屋上広告物		○ 屋上広告は掲出ししない。ただし, 次に該当するものはこの限りではない。 表示内容が文字・記号のもので, 地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの
	突出広告物 (袖看板)		○ 3階以上に, 突出広告は掲出ししない。ただし, 次に該当するものはこの限りではない。 表示内容が文字・記号のもので, 地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの
	3階以上に掲出する 壁面広告物		(1) 表示内容は文字・記号とする。 (2) 意匠は箱文字(切文字)とする。ただし, 次に該当するものはこの限りではない。 地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの
そ の 他		○ 上記に記載のない広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。	

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には, この表の基準は適用しません。

別表6 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	G (緑), GY (緑黄), P (紫) PB (紫青), RP (赤紫)	—	6以下
	B (青), BG (青緑)	—	4以下

※ 文字, 社章等については, この限りではありません。

※ 無彩色については, 制限を設けません。



### (3) 白沢地区

白沢地区は、宇都宮市の北東に位置し、旧奥州街道の第1の宿であった白沢宿の面影を残す集落が現在も残され、地区住民が歴史や自然を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいます。この宿場町の歴史を活かした景観の創出を図り、「歴史・自然・文化」が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していくため、「景観形成重点地区」に指定するものです。

#### 1) 施行日

平成24年7月1日

#### 2) 位置及び区域

白沢町の一部であって、図3に示す地区とします。(面積約11ha)

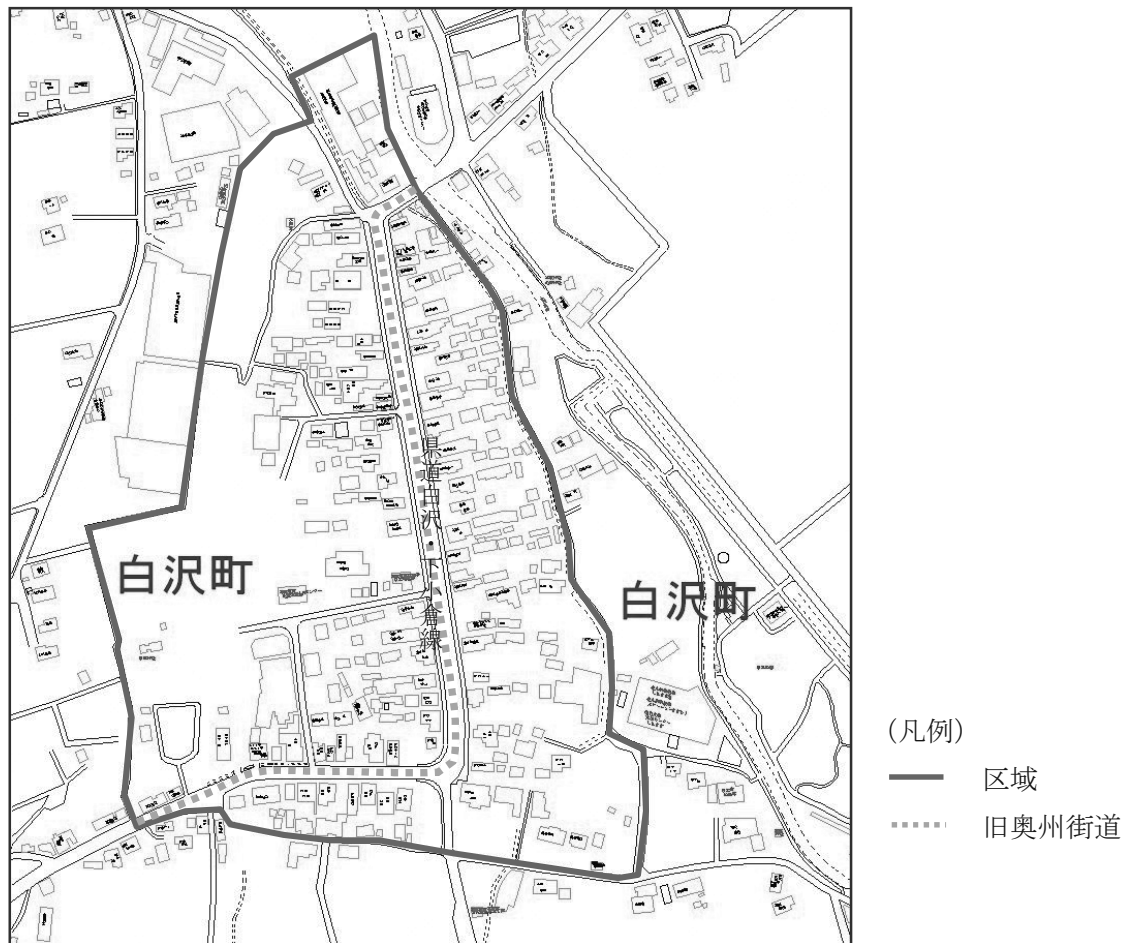


図3 景観形成重点地区(白沢地区)

### 3) 景観形成の方針

#### 【景観形成の目標】

歴史的な趣きと緑豊かな、伝統の感じられる宿場町の風景の創出

#### 【景観形成の基本方針】

- ① 歴史的な記憶をとどめる建物等を保全・活用する。
- ② 継承されてきた特徴ある敷地形状を守り，活かす。
- ③ 宿場町の風情のあるまち並み景観を創出する。
- ④ 水と緑により，楽しく歩ける歩行空間を演出する。
- ⑤ 伝統ある文化の継承と，地域力を活用した賑わい景観を創出する。

### 4) 建築物等に関する行為の制限

#### ア 届出の対象となる行為

白沢地区内においては，以下の規模に該当する行為について，届出を行うものとします。

表 1 0 届出対象行為（白沢地区）

対 象 行 為	届 出 対 象 規 模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

#### イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は，次のとおりとします。

表 1 1 建築物等の行為の制限（白沢地区）

項 目	景 観 形 成 基 準	
外部空間	規模・形状	○ 継承されてきた宿場町の特徴ある敷地形状が作りだすまちなみを維持するため，敷地形状の変更は行わないように努める。
	敷地の境界部	○ 塀や柵は，生垣又は木材を使用したものとし，高さは視線の通る1.5m以下とする。 ○ 旧奥州街道（※1）に面する境界部において，建築物が後退している場合や空地，駐車場とする場合は，まちなみの連続性に配慮し，塀や生垣等の設置に努める。

建築物・工作物等	建築物の高さ制限		○ 原則，周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し，違和感が生じないような高さとする。
	形態意匠	形態	○ 歴史的な風情を残す建築物の外観や，大谷石を活用した石蔵などの保全・活用に努める。 ○ 宿場町の歴史的な趣きに配慮し，和風デザインを採用するなど，周囲の景観と調和のとれた意匠とする。 ○ 木材や石材などの自然素材を効果的に使用し，宿場町の風情の演出に努める。 ○ 屋根は2方向以上に勾配を有する形態に努め，素材については和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。
		色彩	○ 外壁・屋根の色彩は歴史的な風情に調和するものとし，基調色（※2）は別表7のとおりとする。ただし，自然素材を着色せずに使用する場合，又はアクセントカラーとして外壁の1/20（5%）以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りではない。
	設備機器		○ 室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し，直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は，植栽や格子などで目隠し修景を施すように努める。
	照明		○ 柔らかな光源色の落ち着いた照明を採用し，情緒ある夜間景観の演出に努める。
	自動販売機		○ 旧奥州街道に面した設置は極力避ける。設置する場合は，周囲の景観と調和した色彩やデザインとする。
緑の保全・緑化等			○ 崖線の斜面緑地や寺社などにある貴重な樹木，地区のシンボルとなる樹木を保全・活用する。 ○ 通りを流れる掘割の適正な維持，管理をし，水と緑が調和した潤い景観形成に努める。 ○ 有効空地，敷地の空地部分，敷地内の道路に面する部分などには，良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行う。 ○ 季節感のある花や緑を用い，まちなみを彩る修景植栽とし，潤いを与える演出に努める。
その他			○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については，上記の基準のほか，大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。

※1 旧奥州街道…図3「景観形成重点地区（白沢地区）」の区域図において凡例で示した道路を指します。

※2 基調色…建築物等の基本となる色彩であり，建築物等全体の大半を占める色彩。

別表7 建築物等の色彩制限 (マンセル値による)

区 分	色 相		明 度	彩 度
外 壁	有彩色	Y R (黄赤), Y (黄)	6 以上	3 以下
		R (赤)	6 以上	2 以下
	上記以外の色相は使用しない			
	無彩色	N (白～黒)	—	—
屋 根	有彩色	Y R (黄赤), Y (黄)	5 以下	3 以下
		R (赤), G Y (黄緑), G (緑)	5 以下	2 以下
		上記以外の色相	5 以下	1 以下
	無彩色	N (白～黒)	5 以下	—



## 5) 屋外広告物に関する行為の制限

白沢地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 1 2 屋外広告物の行為の制限（白沢地区）

項 目		景 観 形 成 基 準
共通基準	意 匠 (形態・色彩等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的なまち並みに調和した和風の意匠などを用い、落ち着いた意匠とする。</li> <li>○ 色彩は、地色（文字以外の部分）を無彩色または茶系とし、表示部分は高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。（別表 8）ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。また、使用できる色彩数（地色を含む）は3色以内とする。</li> <li>○ 素材については、木や石などの自然素材、それに類するものの使用に努める。</li> </ul>
	総表示面積	○ 1敷地内の表示面積の合計は6㎡以内とする。
	配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高台からの眺望や歩行者の視点からの見通しに配慮した表示位置とする。</li> <li>○ 道路上に張り出さない位置とする。</li> </ul>
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。
	そ の 他	○ 広告物の照明は、柔らかな光源色を使用し、情緒ある夜間景観を演出する。
種類別基準	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最上階の屋上には表示しない。</li> <li>○ 表示基数は1基までとする。</li> <li>○ 表示面積は、3㎡以内とする。</li> </ul>
	独立広告物	○ 表示しない。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示基数は2基までとする。</li> <li>○ 表示面積の合計は、3㎡以内でかつ壁面積の1/20（5%）以内とする。</li> <li>*ただし、塀、柵などの工作物を利用して設置することはできない。</li> </ul>
	突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 突き出し幅は建築壁面より1m以下とし、道路面への突き出し不可とする。</li> <li>○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。</li> <li>○ 表示基数は1基までとする。</li> <li>○ 表示面積は、1.5㎡/面以内、3㎡/基以内とする。</li> </ul>
そ の 他	○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。	

備考：○ 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が2㎡以内である場合には、この表の基準は適用しません。

○ 自治会や町内会が設置する地域の案内、歴史や文化の紹介をする案内板等については、この表の基準は適用しません。

別表 8 屋外広告物の色彩制限 (マンセル値による)

	色 相		明 度	彩 度
地色部分	有彩色	Y R (黄赤)	—	6 以下
		R (赤), Y (黄)	5 以下	3 以下
		上記以外の色相は使用しない		
	無彩色	N (白～黒)	—	—
表示部分	有彩色	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	6 以下
		G (緑), G Y (黄緑), P (紫), R P (赤紫)	—	4 以下
		B G (青緑), B (青), P B (青紫)	—	2 以下
	無彩色	N (白～黒)	—	—

#### (4) 雀宮駅周辺地区

雀宮駅周辺地区は、宇都宮市南部の拠点として、駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域です。

これら新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指すため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものです。

##### 1) 施行日

平成27年4月1日（一部は平成26年7月1日）

##### 2) 位置及び区域

宇都宮市雀宮町、雀の宮1丁目、雀の宮3丁目の各一部であって、図4に示す地区とします。  
(面積約18ha)

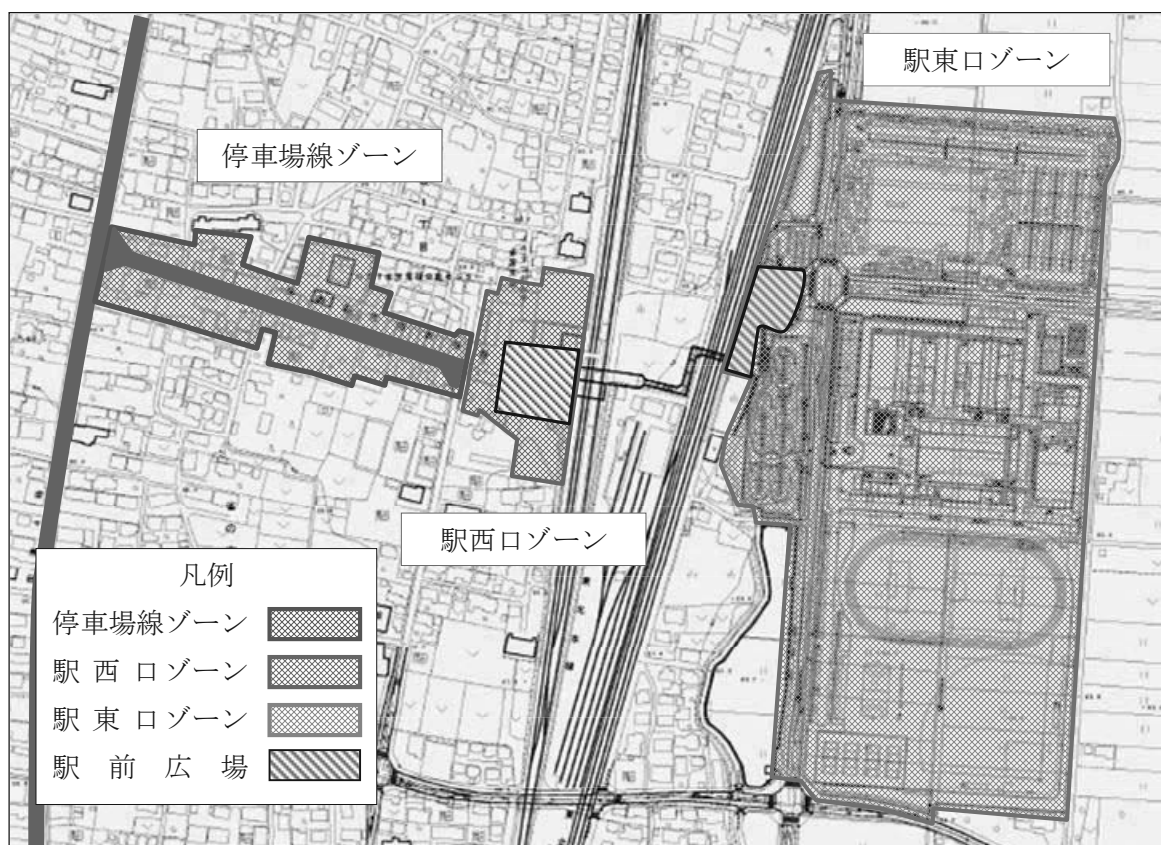


図4 景観形成重点地区（雀宮駅周辺地区）

### 3) 景観形成の方針

#### 【景観形成の目標】

南部地域の拠点として 安らぎと賑わいが調和した景観の形成

#### 【景観形成の基本方針】

##### ■共通の方針

- 南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成

##### ■停車場線ゾーンの方針

- 多様な交流を促すゆとりと賑わいのある軸の形成

##### ■駅西口ゾーンの方針

- 多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成

##### ■駅東口ゾーンの方針

- 文教施設と田園風景が調和した景観の保全

### 4) 建築物等に関する行為の制限

#### ア 届出の対象となる行為

雀宮駅周辺地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表 1 3 届出対象行為（雀宮駅周辺地区）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの



## イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表 1 4 建築物等の行為の制限（雀宮駅周辺地区）

項 目		景観形成基準		
		停車場線ゾーン	駅西口ゾーン	駅東口ゾーン
建築物・工作物	建築物の形態意匠	色 彩	○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、マンセル値により、別表9のとおりとする。 ただし、自然素材を着色せずに使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合はこの限りではない。	○ 建築物の屋根・外壁の色彩は、マンセル値により、別表10のとおりとする。 ただし、自然素材を着色せずに使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合はこの限りではない。
		その 他	○ 建築物の一部に大谷石を使用するよう努める。	
	形 態	○ 店舗やサービス施設等は、開放的な造りとし、敷地内の店先などにベンチ等を設置するなど、快適な空間の創出に努める。	○ 建築物は、開放的な造りや道路境界からの後退などにより、ゆとりある空間を創出し、田園風景との調和に努める。	
	設備機器	○ 室外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施す。		
	照 明	○ 店舗やサービス施設、広場（オープンスペース）は、ライトアップ等を行うなど、夜間景観に配慮するよう努める。	○ 照明を設置する場合は、やわらかい光源とする。	
	その 他	○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は、必要最小限とし、意匠や色彩に配慮する。また、複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告物は、掲出しない。		
緑 化	○ 敷地内の道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、うるおいを与える演出に努める。			
その 他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。			

別表9 建築物等の色彩制限（停車場線ゾーン，駅西口ゾーン）

	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	R（赤），YR（黄赤），Y（黄）	—	3以下
	GY（黄緑），G（緑），BG（青緑） B（青），PB（紫青），P（紫），R P（赤紫）	—	2以下
基調色（外壁）	R（赤），YR（黄赤），Y（黄）	6以上	3以下
	GY（黄緑），G（緑），BG（青緑） B（青），PB（紫青），P（紫），R P（赤紫）	6以上	2以下
準基調色（外壁）	R（赤），YR（黄赤），Y（黄）	—	6以下
	GY（黄緑），G（緑）	—	4以下
	BG（青緑），B（青），PB（紫青）， P（紫），RP（赤紫）	—	3以下

※ 無彩色については，明度6以上とします。

※ 基調色とは，屋根の概ね全体，外壁の概ね3/4（75%）を超える割合で使用する色彩とします。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含みます。

※ 準基調色とは，外壁の1/4（25%）以下の割合で使用する色彩とする。なお，準基調色の割合のうち，アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として，外壁の1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は，この限りではありません。

別表10 建築物等の色彩制限（駅東口ゾーン）

	色相	明度	彩度
基調色（屋根）	YR（黄赤），Y（黄）	5以下	3以下
	R（赤），GY（黄緑），G（緑）	5以下	2以下
	BG（青緑），B（青），PB（紫青）， P（紫），RP（赤紫）	5以下	1以下
基調色（外壁）	YR（黄赤），Y（黄）	6以上	3以下
	R（赤），GY（緑黄），G（緑）	6以上	2以下
	BG（青緑），B（青），PB（紫青）， P（紫），RP（赤紫）	6以上	1以下

※ 無彩色については，明度6以上とします。

※ 基調色とは，屋根・外壁の概ね全体で使用する色彩とします。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含みます。

5) 屋外広告物に関する行為の制限

雀宮駅周辺地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 1 5 屋外広告物の行為の制限（雀宮駅周辺地区）

項 目		基 準		
		停車場線ゾーン	駅西ロゾーン	駅東ロゾーン
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表 1 1) ただし, 広告物の地色の 1/3 以内で使用する場合は, この限りではない。		
	総表示面積	○ 1 敷地内の表示面積の合計は, 2 0 m <sup>2</sup> 以内とする。	—	
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。		
	そ の 他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。		
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。		
	独立広告物	○ 表示面積は 1 0 m <sup>2</sup> /面以内とする。		
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は, 1 0 m <sup>2</sup> 以内で, かつ壁面積の 1/3 以内とする。	○ 表示面積の合計は, 2 0 m <sup>2</sup> 以内で, かつ壁面積の 1/3 以内とする。	
	突出広告物 (袖看板)	○ 突き出し幅は建築壁面より 1 m 以下とする。 ○ 表示面積は, 1. 5 m <sup>2</sup> /面以内, 3 m <sup>2</sup> /基以内とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。		
	上記の広告物	○ 上記に記載のない項目については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。		
その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。			

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以内である場合には, この表の基準は準用しません。

別表 1 1 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	GY (緑黄), G (緑), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	6 以下
	BG (青緑), B (青)	—	4 以下

※ 文字, 社章等については, この限りではありません。

※ 無彩色については, 制限を受けません。

## (5) 岡本駅周辺地区

岡本駅周辺地区は、駅舎や東西駅前広場、土地区画整理事業などの各種整備事業が進められるなど、新たなまちづくりが行われています。こうした機を捉え、本市北東部の拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を行うため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものです。

### 1) 施行日

平成29年1月1日

### 2) 位置及び区域

下岡本町一部であって、図5に示す地区とします。(面積約4.7ha)

(東西駅前広場及び、東西駅前通りの道路境界から西口は両側25m、東口は両側20mの範囲。ただし、指定区域をまたぐ形で建てられる建築物等については、その建築面積の1/2(50%)以上が指定区域に含まれる場合は届出の対象とします。)



図5 景観形成重点地区（岡本駅周辺地区）

### 3) 景観形成の方針

#### 【景観形成の目標】

新たな駅前空間としての「にぎわい」と「つながり」を感じる魅力ある景観の形成

#### 【景観形成の基本方針】

- ①岡本駅と駅東西のつながりを活かした駅前空間を創出する。
- ②歩く楽しみやにぎわいのある駅前景観を形成する。
- ③周辺と調和した快適な生活環境を創出し、街並みの魅力を高める景観を形成する。

### 4) 建築物等の行為の制限（岡本駅周辺地区）

#### ア 届出の対象となる行為

岡本駅周辺地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表 16 届出対象行為（岡本駅周辺地区）

種別	届出対象
建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物，工作物の全体の1/2（50％）を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

## イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表 17 建築物等の行為の制限（岡本駅周辺地区）

項 目		景観形成基準
建築物・工作物	建築物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、日本工業規格のZ 8 7 2 1に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表12のとおりとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。</li> </ul>
	建築物の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者にゆとりや開放感を与えるため、壁面は道路境界から1m以上後退するよう努める。</li> </ul>
	その他の意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まとまりのある街並み景観を創出するため、統一した照明や広告物などの装飾を設置するよう努める。</li> <li>○ 建築物や外構等、外観の一部に、地場産材である大谷石を効果的に使用するよう努める。</li> </ul>
	形 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 店舗やサービス施設等は開放的な造りとし、店先にはベンチを設置するなど、憩いの空間を創出するよう努める。また、住宅については庭先にベンチを設置するなど、交流できる空間を創出するよう努める。</li> </ul>
	設備機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 室外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施す。</li> </ul>
	照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間景観を演出するために、店舗やサービス施設には、間接照明やアプローチライト等を設置するよう努める。また、住宅についてはガーデンライトや門灯等の照明を設置するよう努める。</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は、必要最小限とし、意匠や色彩に配慮する。また、複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告は、掲出しない。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 季節感のある花や緑により、彩りとうるおいを創出するため、空地部分、付属駐車場、敷地内の道路に面する部分等に花壇のスペースを設けるなど緑化を行う。</li> </ul>	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。</li> </ul>	

別表 1 2 建築物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色 (屋根)	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	3 以下
	GY (緑黄), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	1 以下
基調色 (外壁)	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	5 以上	3 以下
	GY (緑黄), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	5 以上	1 以下
準基調色 (外壁)	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	6 以下
	GY (緑黄), G (緑)	—	4 以下
	BG (青緑), B (青), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	3 以下

※ 無彩色については、明度 5 以上とします。

※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね 3/4 (75%) を超える割合で使用する色彩とします。

なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含みます。

※ 準基調色とは、外壁の 1/4 (25%) 以下の割合で使用する色彩とします。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー (準基調色の適用範囲を超える色彩) として、外壁の 1/20 (5%) 以下の範囲において用いる場合は、この限りではありません。

### 5) 屋外広告物に関する行為の制限

岡本駅周辺地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 1 8 屋外広告物の行為の制限（岡本駅周辺地区）

項 目		景観形成基準
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和のとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表 1 3)
	総 表 示 面 積	○ 1 敷地内の表示面積の合計は 2 0 m <sup>2</sup> 以内とする。
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。
	そ の 他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置を使用しないものとする。
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。
	独立広告物	○ 表示面積は 1 0 m <sup>2</sup> /面以内とする。
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は 1 0 m <sup>2</sup> 以下で, かつ, 壁面積の 1 / 3 以下とする。
	突出広告物 (袖看板)	○ 突き出し幅は建築壁面より 1 m以下とする。 ○ 表示面積は, 1 . 5 m <sup>2</sup> /面以内, 3 m <sup>2</sup> /基以内とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。
	上記の広告物	○ 上記に記載の無い項目については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。
その他の広告物		○ 上記に記載の無い広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以内である場合には, この表の基準は準用しません。

別表 1 3 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	GY (緑黄), G (緑), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	6 以下
	BG (青緑), B (青)	—	4 以下

※ 無彩色については, 制限を受けません。



## 2 景観形成推進地区

### (1) 中里原地区

中里原地区は、宇都宮の北部に位置し、北は羽黒山、南は豊かな田園景観に囲まれ、恵まれた自然に接しています。この自然環境との調和を図りながら、「新しい街」と「自然」が共存した住環境を創出し、緑豊かな、ゆとりと潤いのある景観形成が求められる地区です。

そこで、これらの実現のために街並みを構成する建物や緑、看板などについてルールを定め、「景観形成推進地区」に指定し、緑豊かな街並みを形成します。

#### 1) 施行日

平成22年1月1日

#### 2) 位置及び区域

宇都宮市中里町の一部であって、図6に示す地区とします。(面積約19ha)

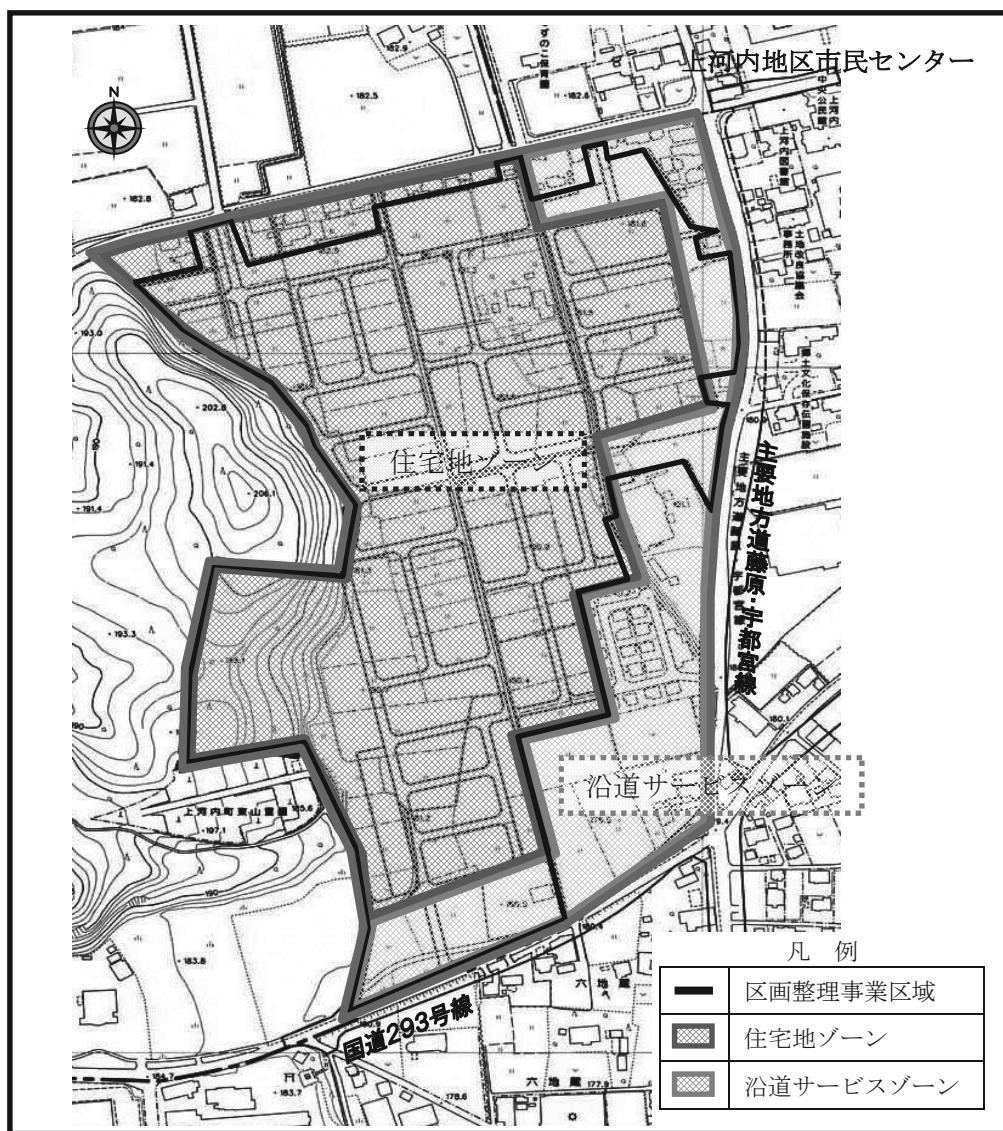


図6 景観形成重点地区（中里原地区）

### 3) 景観形成の方針

#### 【景観形成の目標】

快適でゆとりと潤いのある緑豊かな街並みの形成を図る。

#### 【景観形成の基本方針】

住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
緑豊かな環境と調和した落ち着いたある住宅地の景観形成	周辺と調和したゆとりと潤いのある住宅地の景観形成

### 4) 建築物等に関する行為の制限

#### ア 届出の対象となる行為

中里原地区内においては、以下の規模に該当する行為について、届出を行うものとします。

表 19 届出対象行為（中里原地区）

対 象 行 為	届 出 対 象 規 模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の 1 / 2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000㎡（1ha）を超えるもの

## イ 行為の制限

届出対象行為に対する行為の制限は、次のとおりとします。

表 2 0 建築物等の行為の制限（中里原地区）

項 目		景観形成基準	
		住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
建築物・ 工作物	形態意匠	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、マンセル値により、別表 1 4 のとおりとする。ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の 1 / 4 ( 2 5 %) の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。	
緑 化		○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地内の道路に面する部分などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこととする。 ○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。 ○ 緑地面積の敷地面積に対する割合（緑化率）を 1 / 2 0 ( 5 %) 以上確保することとする。	
その他		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表 1 4 建築物等の色彩制限

	色相	明度（外壁のみ）	彩度
建築物等の色彩	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	6 以上	3 以下
	上記以外の色相	6 以上	2 以下

※ アクセントカラーとして、屋根・外壁の 1 / 4 ( 2 5 %) の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではありません。

5) 屋外広告物に関する行為の制限

中里原地区内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を以下のとおり定めます。

表 2 1 屋外広告物の行為の制限（中里原地区）

項 目		基 準	
		住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表 1 5) ただし, 広告物の地色の 1 / 3 以内で使用する場合は, この限りではない。	
	総表示面積	○ 1 敷地内の表示面積の合計は, 2 0 m <sup>2</sup> 以内とする。	—
	配置・位置	○ 道路上に張り出さない位置とする。	
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。	
	その他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。	
種別基準	屋上広告物	○ 表示しない。	○ 高さ 3 m 以下で, 表示面積 4 0 m <sup>2</sup> 以内とする。
	独立広告物	(1) 1 敷地内の表示基数は, 2 基までとする。 (2) 高さ 6 m 以下で, 表示面積 1 0 m <sup>2</sup> 以内とする。	(1) 1 敷地内の表示基数は, 必要最小限とする。 (2) 高さ 1 0 m 以下で, 表示面積 2 0 m <sup>2</sup> 以内とする。
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は, 1 0 m <sup>2</sup> 以内でかつ壁面積の 1 / 1 0 (1 0 %) 以内とする。	○ 表示面積の合計は, 2 0 m <sup>2</sup> 以内でかつ壁面積の 1 / 1 0 (1 0 %) 以内とする。
	その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。	

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以内である場合には, この表の基準は適用しません。

別表 1 5 屋外広告物の色彩制限

	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), GY (緑黄), P (紫) PB (紫青), RP (赤紫)	—	6 以下
	B (青), BG (青緑)	—	4 以下

※ ただし, 地色の 1 / 3 以内で使用する場合は, この限りではありません。

※ 文字, 社章等については, この限りではありません。

※ 無彩色については, 制限を設けません。

### 第3章 景観重要公共施設

【景観法第8条第2項第4号ハ関係】

宇都宮市景観計画、第4章3「規制・誘導による景観形成」の「景観重要公共施設の指定方針」に基づき、景観重要公共施設を以下のとおり位置付けます。

#### 1 景観重要道路

##### (1) 宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路

1) 適用日

平成20年10月1日

2) 施設の名称

宇都宮東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路

3) 位置

図7のとおり

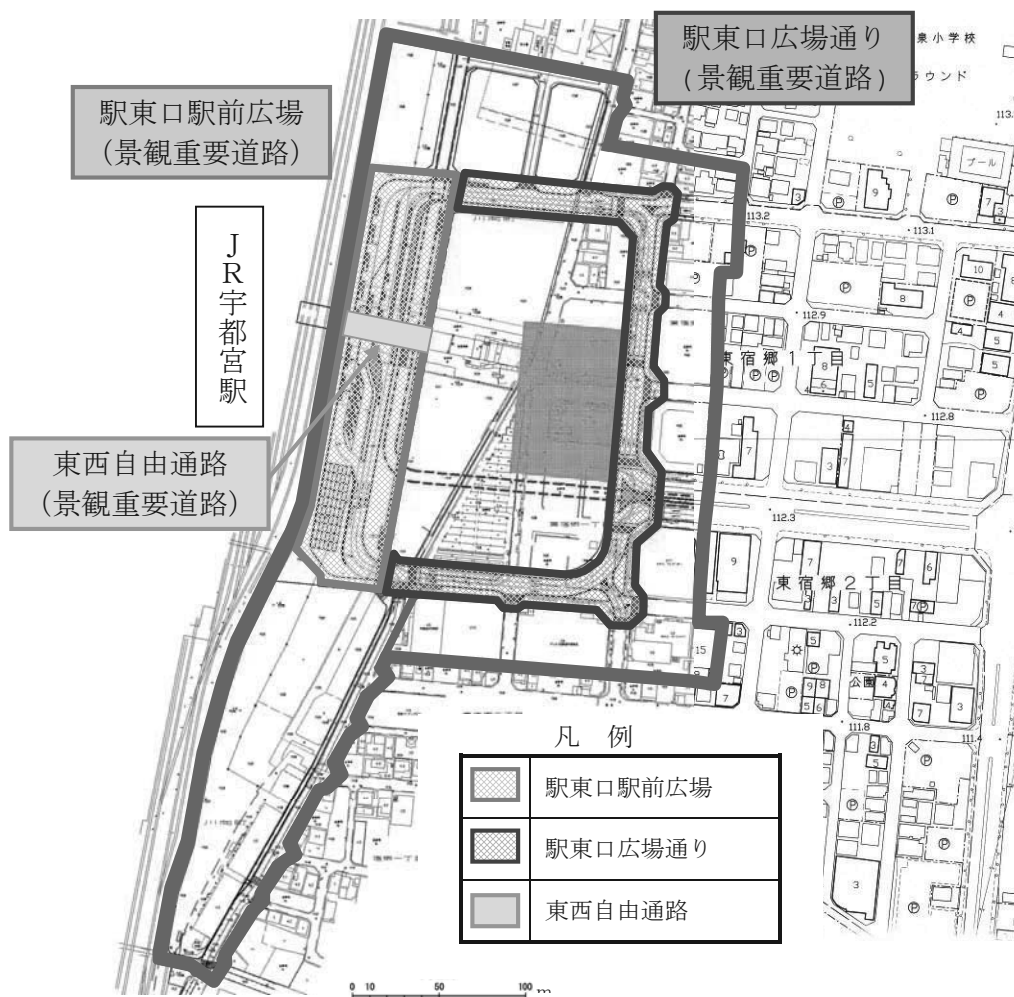


図7 景観重要道路の位置（宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路）

#### 4) 整備に関する事項

##### ア 宇都宮駅東口駅前広場

###### 【景観形成の方針】

- ・ 人・車・風・音の流れと水・緑のうるおいを生み出す道路景観の創出
- ・ 来街者をやさしくもてなす玄関口の形成
- ・ まちの持続的な発展を演出するデザイン

整備の考え方	整備の内容
まちの躍動感を演出する流れの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、歩行者や自動車の安全性に配慮しつつ、駅前広場南北の流れを創出するような連続的な植栽配置とする。</li> <li>○ 走行車線の混乱を防止するとともに、駅前広場の流れを創出するため、一般車両と公共交通の通行帯に異なる舗装を施す。</li> <li>○ 公共交通の通行帯は、耐久性に優れた排水性コンクリート舗装を採用する。</li> </ul>
自然やまちの音・風を感じる駅前空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑あふれる駅前空間を創出するため、JR線沿い歩道のフェンスや幹線道路沿いの横断防止柵の緑化を行う。</li> <li>○ 乱横断による事故を防止するため、駅前広場内に高さ1.1mの横断防止柵を設置する。</li> <li>○ 県都・宇都宮、新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツリーを配置する。</li> </ul>
ユニバーサルデザインの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バリアフリー構造（段差）を採用する。</li> <li>○ 明るく、見通しの確保されたエレベーターを設置する。</li> <li>○ わかりやすく、公共施設や交通情報を案内する公共サインを設置する。</li> </ul>
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。</li> <li>○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロック（コルゲートタイプ）を採用する。</li> <li>○ 新たな駅前景観にふさわしい、明るく、空間に溶け込むアルミハニカムパネルによる、薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。</li> <li>○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照明灯を設置する。</li> </ul>

## イ 駅東口広場通り

### 【景観形成の方針】

まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成

整備の考え方	整備の内容
うるおいを感じる緑の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑あふれる都市空間を創出するため、横断防止柵の緑化を行う。</li> <li>○ 街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持管理を図る。</li> </ul>
快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電線類の地中化により形成された開放感のある歩行空間を維持・継承する。</li> <li>○ 人と環境にやさしい雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロック（コルゲートタイプ）を採用する。</li> <li>○ まちのデザインと一体化した薄くスマートなデザインの照明灯を設置する。</li> </ul>

## ウ 東西自由通路（歩行者デッキ）

### 【景観形成の方針】

- ・ 人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ
- ・ 人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン
- ・ まちを彩る明るく見通しの良いデザイン

整備の考え方	整備の内容
交流拠点への流れ・導入感を演出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風格のある新しいまちを予感させる御影石舗装を採用する。</li> </ul>
駅前広場や拠点施設との一体感を演出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式（薄い床板や屋根）。</li> <li>○ 軽やかさを感じる庇の設置。</li> </ul>
人々が安心して楽しく移動できる空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 明るく見通しの確保されたエレベーターの設置</li> <li>○ あらゆる人が安全で安心、かつ快適に通行できるよう、点字ブロックを手すり側に設置する。</li> </ul>
自然の光や風を感じる開放感のある明るい空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然の光や風を感じ、開放感のあるオープン構造、ガラスの採用</li> <li>○ 豊かな光を感じるトップライトの設置</li> </ul>

## 5) 占用許可の基準

当該施設において、公衆電話や広告塔などの工作物（以下「工作物」という。）の道路占用の許可（道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可。以下「道路占用許可」という。）を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとします。
- 工作物等の色彩は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和のとれたものとします。

## (2) 大通り

### 1) 適用日

平成23年7月1日

### 2) 施設の名称

大通り

### 3) 位置

主要地方道宇都宮・那須烏山線（区間：池上町交差点から大通り1丁目交差点まで）

主要地方道宇都宮・笠間線（区間：大通り1丁目交差点から宮の橋交差点まで）

（図8のとおり）

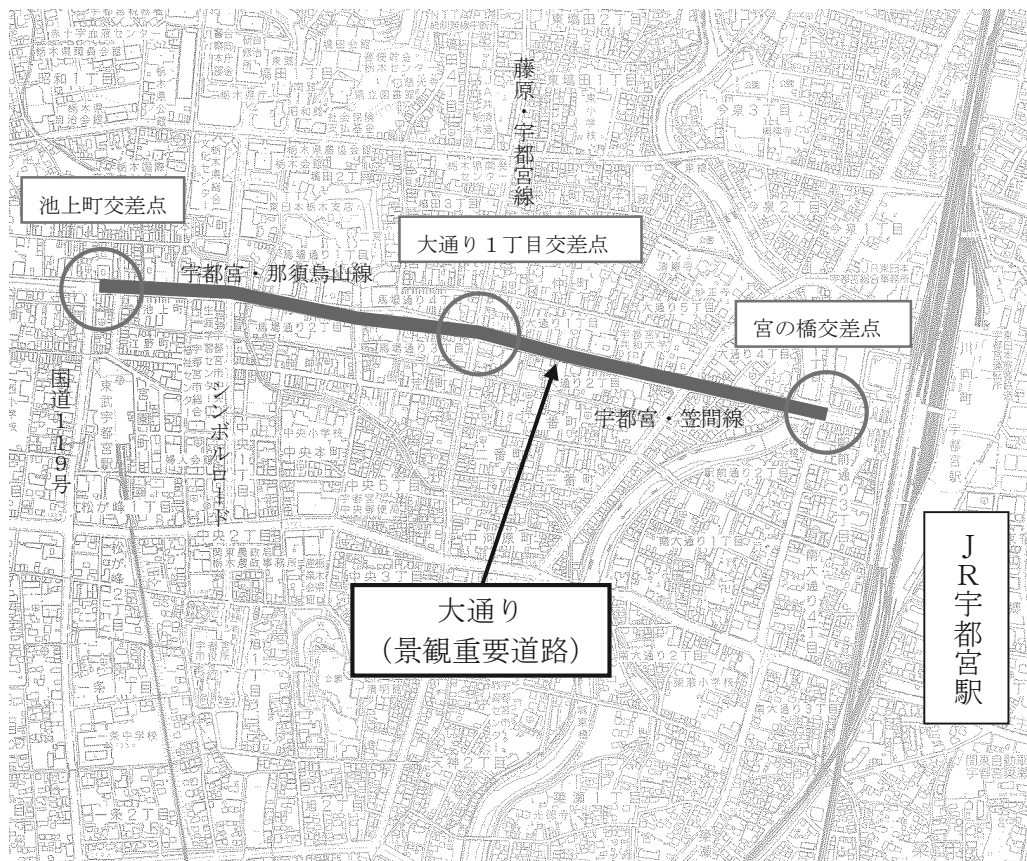


図8 景観重要道路の位置（大通り）



#### 4) 整備に関する事項

##### 【景観形成の方針】

- ・ 県都・宇都宮にふさわしい風格ある道路空間の形成
- ・ 個性と魅力を備えた宇都宮らしさの創出
- ・ みどり豊かで歩いて楽しく、賑わいのある道路景観の演出
- ・ おもてなしの心溢れる環境づくり

整備の考え方	整備の内容
落ち着きと、まとまりのある道路空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩道舗装は、沿道景観に配慮し、基本パターンや色合いを統一したものとする。</li> <li>○ 道路照明施設の形態意匠はデザイン性のあるもので統一する。色彩は周辺景観に調和し、一体感のある道路空間となるよう統一する。</li> <li>○ 地下道出入口の上屋は、透過性のある素材の使用に努め、圧迫感がなく、周辺と調和のとれたデザインとする。</li> <li>○ 道路付属物は、その機能を損なわない範囲で、色彩の統一を図るとともに周辺と調和のとれたデザインとする。</li> </ul>
地場産材を生かした、個性と親しみある空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特に植栽柵、花壇、ベンチ、モニュメントは、大谷石を積極的に採用する。</li> </ul>
うるおいを感じる緑の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩道部は、高木で並木を形成し、並木により、歩道が暗くならないよう、道路照明との関係に配慮するとともに、樹形を美しく整える。</li> <li>○ 並木の植樹柵内に常緑低木や花などの植栽に努め、中央分離帯にも植栽帯をできる限り設置する。</li> </ul>
賑わいと楽しさの演出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路照明施設には、大通り全体にフラッグを連続して掲出できるよう、フラッグアームを設置する。</li> <li>○ 歩道側に連続して親子照明（歩車道兼用）を配置するとともに、夜間景観の演出に努める。</li> </ul>
安心で快適な歩行空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車道部は排水性、歩道部は透水性の高い舗装材を使用する。</li> <li>○ ユニバーサルデザインを積極的に取り入れる。</li> </ul>

## 5) 占用許可の基準

当該施設において、工作物の道路占用許可を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

### 【共通事項】

- 工作物等の形態は、沿道景観とのバランスの取れたものとし、色彩は、道路の仕上げや周辺の道路付属物及び建築物と調和の取れたものとしします。
- 工作物等に使用する素材には、宇都宮市の地場産材である大谷石の活用に努めるなど、宇都宮らしい景観を演出するデザインとします。

### 【個別事項】

- バス停の上屋は、壁材に透過性のある素材の使用に努めるなど、圧迫感がなく、周辺と調和の取れたデザインとします。
- フラッグ等は、宇都宮らしさや賑わいを感じさせるデザインとし、大通りに一体感をもたせるよう連続掲出に努めます。

## 第4章 景観整備機構

【景観法第92条関係】

宇都宮市景観整備機構を以下のとおり位置付けます。

### (1) 一般社団法人 栃木県建築士会

1) 指定年月日

平成24年8月24日

2) 指定番号

1

3) 業務の内容

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと  
(景観法第93条第1号関係)
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと  
(景観法第93条第6号関係)
- ・上記のほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと  
(景観法第93条第7号関係)

### (2) 特定非営利法人 大谷石研究会

1) 指定年月日

平成24年8月24日

2) 指定番号

2

3) 業務の内容

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと  
(景観法第93条第1号関係)
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと  
(景観法第93条第6号関係)
- ・上記のほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと  
(景観法第93条第7号関係)

## <参考> 景観法（第92条，第93条関係）

### （指定）

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

### （機構の業務）

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。

三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。

六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。